

衆議院消費者問題に関する特別委員会ニュース

【第 201 回国会】令和 2 年 5 月 21 日（木）、第 6 回の委員会が開かれました。

1 公益通報者保護法の一部を改正する法律案（内閣提出第 41 号）

- ・衛藤国務大臣（消費者及び食品安全担当）及び政府参考人に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・穴見陽一君外 6 名（自民、立国社、公明、共産、維新）提出の修正案について、提出者青山大人君（立国社）から趣旨説明を聴取しました。
- ・原案及び修正案に対し、畑野君枝君（共産）が討論を行いました。
- ・修正案について採決を行った結果、全会一致をもって可決されました。
（賛成－自民、立国社、公明、共産、維新）
- ・修正部分を除く原案について採決を行った結果、全会一致をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。
（賛成－自民、立国社、公明、共産、維新）
- ・青山大人外 6 名（自民、立国社、公明、共産、維新）から提出された附帯決議案について、尾辻かな子君（立国社）から趣旨説明を聴取しました。
- ・採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。
（賛成－自民、立国社、公明、共産、維新）
（質疑者）宮路拓馬君（自民）、古屋範子君（公明）、西岡秀子君（立国社）、石川香織君（立国社）、堀越啓仁君（立国社）、畑野君枝君（共産）、串田誠一君（維新）

（質疑者及び主な質疑事項）

宮路拓馬君（自民）

- （1）平成 18 年の公益通報者保護法の施行により創設された公益通報者保護制度がもたらした成果及び制度の課題
- （2）公益通報対応業務従事者の守秘義務
ア 過失等によって通報者を特定させる情報が漏洩した場合や、周辺情報から通報者が推測された場合は、刑事罰の対象とならないことの確認
イ 公益通報対応業務従事者の範囲や守秘義務が解除されることとなる「正当な理由」について、内閣総理大臣が定める指針や逐条解説等において解釈を明確化する必要性
- （3）通報者に不利益取扱いをした事業者に対する行政措置を導入しなくとも、本改正案において不利益取扱いを抑止するための仕組みが制度的に担保されていることに対する見解
- （4）立証責任の転換について、本改正案の策定過程において関係者から示された課題
- （5）改正法の成立後に事業者だけでなく労働者に対してもその内容を周知徹底する必要性

古屋範子君（公明）

- （1）公益通報対応業務従事者となった担当者だけに守秘義務を課すのではなく、内部通報体制の整備義務を負う事業者に対しても刑事罰付きの守秘義務を課す必要性
- （2）公益通報者保護制度の意義や役割、改正法の内容について、より充実した広報・周知を行う必要性及び中小事業者に特化したガイドラインの策定などの支援を行う必要性
- （3）行政機関における通報相談窓口の設置の促進に向けた消費者庁の取組の具体的内容

西岡秀子君（立国社）

- （1）新型コロナウイルス感染症対策として新しい生活様式が消費者に求められる中で、消費者を守るた

めの消費者庁の取組の具体的内容

(2) 公益通報者保護法改正関係

ア 通報者に不利益取扱いをした事業者に対する行政措置・刑事罰

- a 不利益取扱いに対する行政措置が本改正案に規定されなかった理由
- b 附則第5条における施行後3年後を目途とした見直しを明確な道筋をつけて取り組む必要性
- c 不利益取扱いに対する刑事罰の導入を検討する必要性

イ 行政機関における外部通報対応体制の整備を推進させることに対する衛藤国務大臣の決意

ウ 不利益取扱いが行われた場合の立証責任を事業者に転換する規定を設ける必要性

エ 通報対象事実（公益通報者保護法の保護の対象となる法律違反行為）

- a 本改正案に行政処分の対象となる規制違反行為が追加されなかった理由
- b 海外における公益通報者保護制度を踏まえ、通報対象事実の範囲を拡大する必要性

オ 公益通報者の範囲

- a 保護の対象となる退職者の期間制限を1年に規定したことの根拠及び3年にする必要性
- b 内部是正措置の前置が保護の要件となっている役員について、組織ぐるみの不正が行われた場合を是正措置前置の例外として規定する必要性
- c 保護される対象に取引先事業者を追加する必要性

カ 報道機関等に通報した場合の保護要件として定められている特定事由に内部通報体制整備義務が履行されていない場合を追加する必要性

キ 本改正により義務付けられる内部通報体制整備義務の内容を明確化して通報者保護の観点から体制整備を図る必要性及び努力義務とされている中小事業者が体制整備できるよう支援するための取組

石川香織君（立国社）

(1) 公益通報者の範囲

ア 保護される対象に取引先事業者を追加する必要性

イ 労働者の家族が通報を行ったことにより、労働者が不利益取扱いを受けた場合の対応

ウ 保護される対象に取引先事業者及び家族を追加することに対する衛藤国務大臣の見解

(2) 義務付けられる内部通報体制が実効的に機能しているかを定期的に調査する必要性及び当該調査を行う主体

(3) 公益通報対応業務従事者が円滑に業務を遂行できるよう、研修制度やマニュアルの作成等により支援する必要性

(4) 報道機関等に通報した場合の保護要件として定められている特定事由に対して、公益通報対応業務従事者を定めていない場合など明確な基準を設ける必要性

(5) 保護される退職者を退職後1年という短い期間に設定する根拠

(6) 公益通報を理由とする不利益取扱いを裁判で争う際に弁護士費用を通報者に負担させない制度を創設する必要性

(7) 告げ口のような悪いイメージがある「通報」について、社会としての受け止めを変える必要性

(8) セクハラ、パワハラなど職場環境を害する行為を労働者が通報したことにより、不利益取扱いを受けた場合の対応

(9) 不利益取扱いに対する行政措置を規定する必要性に対する衛藤国務大臣の見解

堀越啓仁君（立国社）

(1) 附則第5条において、「施行後3年後を目途として、不利益な取扱いの是正に関する措置の在り方を検討し、必要な措置を講ずる」旨の規定を設けた理由

- (2) 不利益取扱いをした事業者に対する行政措置を導入する上での関係省庁の連携の在り方
- (3) 公益通報者として保護される対象に取引先事業者を追加する必要性
- (4) 役員が外部通報しようとする際に、内部での是正措置をとれば、事業者内で証拠が隠滅されるような場合についても調査は是正措置の前置を不要とする必要性
- (5) 事業者に課される内部通報体制整備義務の実効性を確保する方法及び内部通報体制整備が努力義務とされる中小事業者における内部通報体制の在り方
- (6) 公益通報者保護制度の趣旨等を労働者等に対して効果的に周知するための取組

畑野君枝君（共産）

- (1) 内部通報体制整備義務の実効性
 - ア 内部通報体制が実効的に機能するよう、内閣総理大臣が定める指針において、公益通報者に対する不利益取扱いを禁止する仕組みを明確にし、通報者保護を最優先に位置付ける必要性
 - イ 指針策定に際して通報経験者等の意見を組み込む必要性
 - ウ 内部通報制度の利用状況等を検証できるよう、事業者が記録の作成や保管することを指針に定める必要性
- (2) 公益通報対応業務従事者の守秘義務
 - ア 守秘義務が解除される「正当な理由」の解釈指針を示す必要性
 - イ 守秘義務が解除される「正当な理由」を通報者に説明し、書面で確認する必要性
- (3) 報道機関への通報が保護される特定事由に、事業者が公益通報対応業務従事者を定めていない場合や事業者が定める内部通報処理規程に重大な不備がある場合等を追加することを検討する必要性
- (4) 通報対象事実が限定されているため、その範囲を法令一般に拡大する必要性
- (5) 公益通報者の範囲
 - ア 公益通報者として保護される退職者の範囲に期間制限を設けることの妥当性
 - イ 役員が外部通報する場合に事業者内部での是正措置の前置を不要とする必要性
 - ウ 公益通報者として保護される対象に取引先事業者や下請事業者を追加する必要性
- (6) 公益通報を萎縮させるため、現行法第8条の「他人の正当な利益等の尊重」の規定を削除する必要性

串田誠一君（維新）

公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン

- ア 「敷居が低く、利用しやすい環境を整備することが必要である」と記載しながら、通報窓口として敷居の高い法律事務所や民間専門機関が例として挙げられていることの適切性
- イ 事業者の顧問弁護士を通報窓口にすることが利益相反に該当するかどうかの確認
- ウ ガイドラインに記載されている民間専門機関の具体例
- エ 匿名通報への対応
 - a 匿名通報でも通報者を探索することが、公益通報者保護法により禁止されていることの確認
 - b 例外的に通報者を探索することがあり得る「事業者の利益が不当に害されているケース」の具体例
 - c 匿名通報であっても受け付けることを事業者内において周知する必要性
- オ 通報者に対して経営トップ等から感謝を伝えることをガイドラインに記載していることの守秘義務の観点から踏まえた不適切性
- カ 労働者は、事業者が定める法律事務所等の通報窓口へ通報するよりも、まずは同僚や上司に相談することを念頭にガイドラインを策定する必要性